

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 1 和解及び損害賠償の相手方



### 2 事故の概要

#### (1) 事故の発生日時

平成30年10月11日 午前10時30分頃

#### (2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町岡郷587番地付近(町道北部1号線上)

#### (3) 事故の状況

車両を運転中に、荷物搬入のために停車していた車両をかわすために道路の右側に寄ったところ、グレーチングが跳ね上がり、燃料タンクに刺さり損傷した。

### 3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 4 損害賠償の額

102,233円

平成30年10月26日

長与町長 吉田 慎

